

令和6年度実施  
専門職大学分野別認証評価報告書  
(リハビリテーション分野)

東京保健医療専門職大学

リハビリテーション学部

理学療法学科／作業療法学科

令和7年3月

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構

# 目次

<b>I</b>	<b>分野別認証評価結果</b> .....	<b>1</b>
<b>II</b>	<b>領域ごとの評価</b> .....	<b>2</b>
	領域 I .....	2
	領域 II .....	6
	領域 III .....	16
	領域 IV .....	19
	領域 V .....	24
<b>III</b>	<b>意見申立ておよびその対応</b> .....	<b>28</b>
	<b>【別紙】 認証評価委員会</b> .....	<b>29</b>
<b>IV</b>	<b>参考資料</b> .....	<b>30</b>
	※自己評価書の現況、特徴、目的・目標ならびに自己評価結果の概要は、原文の内容をそのまま転載しています	

# I 分野別認証評価結果

東京保健医療専門職大学 リハビリテーション学部 理学療法学科ならびに作業療法学科は、専門職大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合しています。

【判断の理由】専門職大学評価基準を構成する 22 の基準をすべて満たしている。

- 主な優れた点は、特にありません。
- 主な特色ある点として、次のことがあげられます。
  - 理学療法学科と作業療法学科の学生が同時に実施する「地域共生のための連携活動」は特色ある取組です。ただし、4年次の時期ではなくて、3年次など国家試験対応を始める前の実施が望まれます。
- 主な改善が望ましい点として、次のことがあげられます。
  - 授業アンケートは、分析結果を改善に資することが重要です。単に全体の平均値ではなく、例えば、学科別あるいは学年別の分析が望まれます。
  - 各分析観点で指摘した「改善が望ましい点（課題）」については、それぞれの課題を解決し、改善の努力を期待します。
  - 組織として一丸となってコミュニケーションが取れる体制の構築が望まれます。
  - 学生収容定員未充足が続いており、充足をめざした積極的な取組が望まれます。
  - 学生の意見を把握する手段を講じ、その結果について学生に示すことが期待されます。
  - 内部質保証サイクル（PDCA サイクル）が改善につながるような動きとなるよう、組織一丸となった体制の構築が望まれます。
- 改善を要する点は、特にありません。

## II 領域ごとの評価

### 領域 I 専門職大学（リハビリテーション分野）の目的および学修

**基準 I-1** 専門職大学（リハビリテーション分野）が担う使命に則して、目的が適切に設定されていること。この目的には、当該専門職大学の育成しようとしている人材像および個性・特色が明確に示されていること。

【評価結果】 基準 I-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

I-1-1 専門職大学（リハビリテーション分野）の目的が、理念や使命に則して、適切に設定されていること。  
・教育の理念、目標、育成しようとする人材像が、期待される職務遂行能力および関係法令を踏まえて、明確であることを確認する。

東京保健医療専門職大学（以下「この専門職大学」とよびます。）は、学校法人 敬心学園の理念のもと、「健常者・障害者、若年者・高齢者など多様な人々が共生できる社会の実現と発展を目指す。」を建学の精神に掲げ、実践的かつ高度な保健医療の理論と技術を教授研究し、豊かな人間性を備えた共生社会の実現と発展に貢献する実務リーダーとなる専門職人材を育成し、保健医療分野の発展に貢献することを目的としています。リハビリテーション学部に理学療法学科および作業療法学科が設置されています。

理学療法学科の目的は、高い専門知識と技術を涵養するとともに、障害のある者に基本的動作能力を獲得させ、多様な生活者の Quality of Life（生活の質、以下「QOL」とよびます。）の維持・向上に関する知見を身につけ、高度化複雑化する社会ニーズに対する課題解決力と組織の経営・マネジメントの知識を養い、共生社会の実現に貢献する理学療法士の養成です。

作業療法学科の目的は、高い専門知識と技術を涵養するとともに、障害のある人に応用的動作能力や社会的適応能力を獲得させ、多様な生活者の QOL の維持・向上に関する知見を身につけ、高度化複雑化する社会ニーズに対する課題解決力と組織の経営・マネジメントの知識を養い、共生社会の実現に貢献する作業療法士の養成です。

上記のように、この専門職大学の目的は、教育基本法・学校教育法に則して、学校法人 敬心学園の理念から、建学の精神、教育理念、養成する人材像と、段階を追ってわかりやすく記述されており、適切に設定されています。これらの理念、使命、目的等は、ホームページ等に公表されています。

**基準 I-2** 【重点評価項目】専門職大学（リハビリテーション分野）に求められている人材育成がなされていること。

【評価結果】 基準 I-2 を満たしている。

- I-2-1 単位修得・修了状況、資格取得等の状況から判断して、専門職大学（リハビリテーション分野）に求められている学修成果があがっていること。
- ・在学中の単位修得状況、進級率、成績評価の分布表等を確認する。
  - ・標準修業年限内の修了率および「標準修業年限 × 1.5」年内修了率（過去 5 年分）を確認する。
  - ・専門職大学の目的および卒業認定・学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する。

この専門職大学は 2020 年（令和 2 年）4 月に開学しました。学年進級制が採用されており、2023 年度の進級率は 75～94% でした。必修科目が多数を占めており、それらの単位を修得しなければ進級できないシステムとなっています。全ての学科の学年で、GPA (Grade Point Average) 2 以上の学生が 75% 以上であり、科目の学習は一定の水準以上と判断します。

留年時の経済的の軽減による学生の修学支援強化と中途退学率の抑制を目的として、学費特別措置（半期 6 万円、通期 12 万円 ※設備費等含む）が、2025 年度から実施されることになりました。

一期生の修了時点における学位取得率は 86.6% でしたが、一期生の入学者数における標準修業年限卒業率は 62.4% でした（理学療法士学科 66.2%、作業療法士学科 47.4%）。理学療法学科の留年率は、3 年次 16.1%、4 年次 10.5% と高学年で高くなる傾向があり、作業療法学科の留年率は、1 年次 15.8%、2 年次 10.7% と低学年で高くなっています。理学療法学科 2 年生の退学者が多くなっており、GPA 分布でも、好成績者も多いものの低成績者も散見されます。作業療法学科の 2 年次の GPA 分布が一般的に高くなっています。

理学療法学士国家試験合格率 69.4%（受験者 49 名、合格者 34 名）、作業療法学士国家試験合格率 75.0%（受験者 8 名、合格者 6 名）です。第 59 回理学療法士国家試験および第 59 回作業療法士国家試験の全国平均合格率（新卒者）は、理学療法士 95.2%、作業療法士 91.3%（[https://www.mhlw.go.jp/general/sikaku/successlist/2024/siken08\\_09/about.html](https://www.mhlw.go.jp/general/sikaku/successlist/2024/siken08_09/about.html)）でしたから、この専門職大学の合格率は、理学療法士と作業療法士ともに全国平均を下回っています。修学期間 4 年で卒業したストレート国家試験合格率は、理学療法学科 45.9%（34/74 名）、作業療法学科 31.6%（6/19 名）です。

一期生および二期生については、コロナ感染症の影響もあり、成績のバラつきがみられました。実務家教員も含めて教員の多くが、発令後、自宅待機の期間も長くなり、ファカルティディベロップメント（FD）も十分には行われなかったため、成績評価についての統一が図れていない状況がありました。

現在では、FD の積極的実施によって、教員の評価力をあげ、評価基準の統一を図ることに取り組み、科目や学年による差は解消に向かっています。成績不良者（GPA 2.0 未満の学生）に対する学習支援として、担任制度とともに、学生相談室が設置され、学修アドバイザーとして学生個人のアドバイスをを行う者も配置されています。

- I-2-2 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学（リハビリテーション分野）に求められている学修成果があがっていること。
- ・学修の達成度や満足度に関するアンケート調査、学修ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学修成果の状況を確認する。

全ての授業科目について、前期と後期の授業終了時に学生アンケートが実施され、学生の意見聴取が行われています。授業アンケートは、「授業について」「担当教員について」「学生自身について（予習復習時間、課題の量）」「総評」「自由記載」からなる、いわゆる満足度調査アンケートです。学生の評価は 80% を超える満足度を示していますが、授業アンケートの回収率がそれほど高くない（約 30%）ことから、さらなる工夫が望まれます。満足度調査だけではなく、学生が「学修成果があがっている。」と認識しているか否かの調査も実施し、この結果分析を改善に資することが重要です。分析観点 I-2-1 で指摘しましたように、学科や学年によって、かなり差がみられますから、全体の調査結果だけではなく、学科別あるいは学年別の分析が望ま

ます。

授業アンケート以外に、学生から意見を聴取する機会として、最近「学長ミーティング（学生代表等との懇談会等）」が設定されました。

学修ポートフォリオなど学生自らが学修履歴を振り返る機会をもつことは、学生の学修状況を把握する有効なツールです。臨地実務実習では、学修ポートフォリオが作成されていますが、一般の授業科目でも実施が望まれます。

I-2-3 卒業後の進路の状況等の実績や成果から判断して、専門職大学（リハビリテーション分野）に求められている学修成果があがっていること。

- ・就職先・進学先の状況、就職率・進学率の状況が専門職大学の目的および卒業認定・学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。
- ・卒業生の活躍状況、各種コンペティション等の受賞状況等を確認する。

一期生の卒業生 58 名のうち国家試験合格者 40 名全員が、医療機関や福祉施設、福祉事業に関する企業等、専門性を活用できる職場に就職しました。このことから、専門職大学に求められる学修成果があがっています。

専門職大学の特色である展開科目での学びを活かし、病院・施設等医療業界に限らず隣接他分野・他職種あるいは異分野・異職種にも目を向けてキャリア形成を学生に考える機会を提供するために、他業種・他職種求人も積極的に受け付け、求人票をキャリア支援室に在置き、Web 掲示板にも格納して、全学年の学生に公開しています。

2025 年度には、理学療法士・作業療法士の資格をもち新たなキャリア展望を体現している者をキャリアガイダンスに招いて講演を依頼する予定です。

第 59 回国家試験不合格者は、研究生、予備校、自宅学習等で第 60 回の合格をめざしています。卒業後に研究生として、次年度の国試合格に向けた勉強を、担当教員指導の下で行っています。2025 年度は、国家試験対策の教員を複数名配置して、4 年生を対象とした学内・外部模擬試験を活用して学修状況を把握し、三レベルに分け対策を実施しています。下位層には個別指導を強化しています。3 年生以下についても学内・外部模擬試験を活用した取組を実施しています。

I-2-4 卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学（リハビリテーション分野）に求められている学修成果があがっていること。

- ・卒業後一定年限を経過した卒業生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。
- ・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。

一期生が卒業して以来 1 年に達していない現時点では、卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取には至っていません。今後の予定として、卒業 1 年後に卒業生および卒業生の雇用者等に対するアンケート（2025 年 4 月実施に向けて準備中）によって、意図している学修成果があがっているか否かを確認する計画です。全卒業生に対して年 1 回の卒業後アンケートを継続して、意見聴取を実施する計画も検討されています。

以上の内容を総合して、「領域 I を満たしている。」と判断します。

## 領域 I の基準について

### 【優れた点】

- 特にありません。

### 【特色ある点】

- 特にありません。

### 【改善が望ましい点】

- 授業アンケートは、分析結果を改善に資することが重要です。単に全体の平均値ではなく、例えば、学科別あるいは学年別の分析が望まれます。

**【改善を要する点】**

- 特にありません。

## 領域Ⅱ 教育課程および教育方法

**基準Ⅱ-1** リハビリテーション専門職に求められる専門的知識・技能に加えて、命の大切さを基本とした職業倫理観を身につけ、クライアントの実態把握と生活の質向上を図る人材育成をめざして、卒業認定・学位授与方針が、具体的かつ明確であること。

【評価結果】 基準Ⅱ-1を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-1-1 卒業認定・学位授与方針が、命の大切さを基本とした職業倫理観を身につけ、クライアントの実態把握と生活の質向上を図る人材育成をめざして、具体的かつ明確に策定されていること。  
・卒業認定・学位授与方針が、学生が身につけるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示していることを確認する。

卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）には、1. 保健医療分野の専門性、2. 共生社会の理解、3. 課題解決力、4. 応用力、5. 組織における経営・マネジメント力が列記されています。ディプロマ・ポリシー2では「共生社会の概念を理解し、障害者や高齢者など多様な生活者が共生できる社会の実現に意識を置きながら、保健医療の専門職として行動することができる。」と記述されており、命の大切さを基本とした職業倫理について、この専門職大学の理念・目的にも掲げている「共生社会の実現」という側面から、多様な生活者の生命・生活・人生を意識して専門職として行動できるようになることを方針として定めています。

具体的には、理学療法士や作業療法士の倫理に言及した「日本理学療法士協会の倫理綱領」（理学療法士学科）、「患者の権利に関するWMAリスボン宣言」「日本作業療法士協会の倫理綱領」（作業療法士学科）に基づいて、職業倫理を身につける授業科目が開講されています。

理学療法学科では、「日本理学療法士協会の倫理綱領」に基づいて、人の尊厳と権利を尊重し、対象者に接する際には誠意と謙虚さを備え、責任をもって最善を尽くす、専門職として生涯にわたり研鑽を重ね、質の高い理学療法を提供するために求められる資質・技能を身につけることをめざしています。そのための講義として適切な接遇（身だしなみ・表情や振る舞い・挨拶や言葉遣い）やハラスメント対応、医療面接の方法や自己研鑽の促進を行っています。

作業療法学科では、「患者の権利に関するWMAリスボン宣言」「日本作業療法士協会の倫理綱領」に沿って「作業療法管理学Ⅰ」の授業の中で具体的な説明を行い、これらを満たす資質・技能を身につけることをめざしています。

**基準Ⅱ-2** リハビリテーション専門職に求められる専門的知識・技能に加えて、命の大切さを基本とした倫理観を身につけ、他の医療職と協調しつつクライアントの実態把握と生活の質向上を図る能力（思考力、分析・判断力、応用力、コミュニケーション力等）の養成をめざして、教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。

【評価結果】 基準Ⅱ-2を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-2-1 教育課程編成・実施方針と卒業認定・学位授与方針とが整合的であること。  
・教育課程の編成および実施の内容が、卒業認定・学位授与方針に定められた学識、能力や素養を学生に獲得させうるものとなっているかを確認する。

教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、教育課程の編成、教育内容・方法、学修成果の評価の三点について具体的かつ明確に設定されており、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技術の修得と整合的です。カリキュラム・ポリシーには、（１）教育内容として、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の説明、（２）教育方法として、40人クラス、ゼミナールではアクティブ・ラーニングを取り入れる、臨地実務実習を行う、実務家教員も教育に関与する、（３）ディプロマ・ポリシーに定める能力を科目試験で成績評価し、単位認定する、と記述されています。ここに書かれている内容は専門職大学で最低限求められているカリキュラム構造です。この分析観点では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの整合性を問うているため、ディプロマ・ポリシーで設定した「資質・能力」をどのようにカリキュラムの中で育成していくかを、学生に分かる言葉使いで、カリキュラム・ポリシーについて解説する必要があります。

Ⅱ-2-2 教育課程編成・実施方針が、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針を具体的かつ明確に示していること。  
・教育課程の編成および実施方針に、上記①～③の各項目に係る記述が含まれているかを確認する。

教育課程の編成方針として、ディプロマ・ポリシーに掲げる内容を修得させるための科目が、専門職大学の設置基準に規定されている基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目に、それぞれ配置されています。命の大切さを基本とした倫理観およびクライアントの実態把握と生活の質向上を図る能力は、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインをもとに記述されています。しかし、教育課程の編成方針が、ディプロマ・ポリシーを踏まえた文面とはなっていないので、改善が望まれます。

教育方法に関する方針については、授業形態が学則第31条に示され、学生便覧「(2)教育方法」には6項目が具体的に記述されていますが、方針が明確に書かれている文書とはなっていないので、改善が望まれます。

学修成果の評価方針は、具体的かつ明確に示されています。学修成果の評価は、思考力、分析・判断力、応用力、コミュニケーション力等を含め、各科目の到達目標に応じ、筆記試験、口頭試問、コンピュータ利用学習（Computer Based Training, CBT）、実技試験、客観的臨床能力試験（Objective Structured Clinical Examination, OSCE）、成果物の提出などにより適切に実施されています。

**基準Ⅱ-3 協調性をもちつつ人間理解に富みデータ分析能力を備えたりハビリテーション専門職の育成をめざして、教育課程の編成および授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であること。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学設置基準および関連法令に適合するものであること。**

**【評価結果】** 基準Ⅱ-3を満たしている。

## 評価結果の根拠・理由

Ⅱ-3-1 生命・職業倫理、コミュニケーション論、情報リテラシー、基礎的な外国語・科学科目等を学習する基礎科目および基礎・臨床医学、臨床実習、保健医療福祉等を学習する職業専門科目が展開されていること。これらの基盤の上に、共生社会の展開・実践、身体障害への支援（生活の質の改善・向上）、組織の経営・マネジメント等を学習する展開科目および総合的学習を促進する総合科目が展開されていること。

- ・基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目が、段階的に順次学習できるように、体系的に編成され、教育課程の卒業要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていることを確認する。
- ・実務に必要な専門的な知識、専門職業の現場で必要とされる独自の判断力、論理的な思考力、応用能力等を修得させるとともに、高い倫理観および国際的視野をもつ専門職業人を育成するよう適切に編成されていることを確認する。
- ・共生社会の展開・実践に関する科目、身体障害への支援システムに関する科目、組織の経営・マネジメントに関する科目等（展開科目）が有効に展開されていることを確認する。
- ・学修内容を統合指導するゼミ等（総合科目）が有効に展開されていることを確認する。
- ・教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施方針や関係法令等に則して編成されていることを確認する。
- ・入学前の既修得単位の認定を実施している場合には、その実施規定と実施状況を確認する。

ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技術を修得させるために、基礎科目、職業専門科目、展開科目および総合科目が体系的に編成され、それぞれに主要科目が配置され、その内容に応じた形式で授業科目が開講されています。すべての授業科目はナンバリングされ、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーが作成され、学修の段階や順序、科目の難易度や科目間の関係が段階的かつ体系的に編成され、教育課程の体系性が明示されています。学生の科目履修登録については、1年間に48単位を上限とするCAP制が導入されています。カリキュラムツリーおよびカリキュラムマップから、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目がディプロマ・ポリシー1～5に対応しています。

Ⅱ-3-2 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の資格取得に必要な授業科目が展開されていること。

- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の資格取得に必要な授業科目が開設されていることを確認する。

理学療法学科と作業療法学科のカリキュラムは、それぞれ理学療法士および作業療法士学校養成施設指定規則に則って編成され、理学療法士、作業療法士の資格に必要な科目が設置されています。シラバスの科目区分に指定規則で必要とされる教育内容（領域）が明記されており、指定規則で求められている資格取得に必要な授業科目が開講されています。

Ⅱ-3-3 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的および体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した授業内容となっていること。

- ・各授業科目の到達目標が専門職大学に相応しい水準であるとともに、授業科目の内容が到達目標に即したものであることを確認する。

シラバスには、授業概要、到達目標、毎回の授業内容、成績評価基準、教科書・参考書、履修上の注意、オフィスアワー等が記載されています。シラバスには、各授業科目の到達目標が明示され、授業終了時に履修した学生の望ましい状態として、到達目標の内容に即して具体的に「(履修した学生が) ○○できる/○○できるようになる。」と記載されています。カリキュラムツリーには、臨地実務実習以外の科目の開講年次が示され、その科目がディプロマ・ポリシーの何番を

担当しているかも記載され、体系的に構築されています。各授業科目の到達目標が適切な水準で明示されており、授業内容も到達目標に即したものとなっています。

II-3-4 段階的かつ体系的な教育の実施が理解できる資料が学生に周知されていること。  
・段階的かつ体系的な教育の実施を理解できる資料が、学生に周知されていることを確認する。

学生に配付される「学生便覧」には、履修科目一覧が掲載されています。科目分類には、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則における教育内容を示すとともに、各授業科目のナンバリングによって、指定規則の教育内容における分類と配当年次が把握できます。カリキュラムマップは、オリエンテーション時に配布・説明され、学生に周知されています。

## 基準 II-4 臨地実務実習の管理運営体制が整備され、リハビリテーション分野の人材育成目標に則して適切に運用されていること。

【評価結果】 基準 II-4 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

II-4-1 臨地実務実習について、病院や診療所等の選定、実習内容および成績評価等に関する管理運営体制が整備され、実施されていること。  
・臨地実務実習先の決定方法や実習内容を確認する。  
・臨地実務実習の成績評価結果を確認する。

授業科目担当者を中心に学科専任教員が実習地選定や実習内容を決定し、学科会議で審議・検討されます。実習施設については、指定規則に定められた施設が選択されます。見学実習、検査・測定実習に関して、評価表の到達目標から実習内容および到達レベルは適切です。

理学療法学科、作業療法学科ともに、年次別実習計画および実習指導体制に基づき、臨地実務実習は適切に実施されています。臨地実務実習指導者会議が開催され、両学科および事務局との情報や問題点が共有され、改善に向けた検討および実施が行われています。臨地実務実習指導者会議の開催状況については、理学療法学科では、「検査測定実習（2年次）」、「評価実習（4年次）」・「総合実習（4年次）」で年2回、作業療法学科では、「体験実習（1年次）」、「評価実習（2年次）」、「総合実習（4年次）」で年3回、それぞれ実施されています。臨地実務実習指導者会議において、指導法等の研修も行われています。

臨地実務実習ポートフォリオが作成されており、担当教員が学生の状況を把握できるシステムとして確立されています。臨地実務実習の成績評価は、実習施設と専門職大学がそれぞれ評価結果を出し、合算した評価が行われています。巡回担当教員が、実習施設を定期的に訪問し、学生との面談も行われています。

## 基準 II-5 他の医療職およびクライアントとのコミュニケーション能力の涵養が重視されていること。

【評価結果】 基準 II-5 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

II-5-1 他の医療職およびクライアントとのコミュニケーション能力の涵養が重視されていること。  
・コミュニケーション能力育成を目的とした科目の中で、他の医療職およびクライアントとのコミュニケーションが重視されていることを確認する。

他の医療職との連携によるチーム医療のあり方や、医療介護連携を念頭に置いた多職種連携に向けたコミュニケーション能力を涵養するために、「チームワーク概論」、「地域共生のための連携活動Ⅰ」、「地域共生のための連携活動Ⅱ」の授業科目が開講されています。

理学療法学科と作業療法学科の学生が合同で実施する「地域共生のための連携活動」は、グループワークやディベートが積極的に取り入れられており、特色ある取組です。ただし、4年次の時期ではなくて、3年次など国家試験対応を始める前の実施が望まれます。これらの科目は専門職大学内で行われるものですが、他の医療職およびクライアントとのコミュニケーション能力は、臨地実務実習によっても涵養されます。

**基準Ⅱ-6 リハビリテーション分野の人材育成目標を反映した授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導方法が採用されていること。また、インターンシップ、客員・外部講師などリハビリテーション分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。**

【評価結果】 基準Ⅱ-6 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

- Ⅱ-6-1 授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導方法が採用され、授業の方法および内容が学生に周知されていること。
- ・授業の内容および方法等が、専門職大学設置基準等各設置基準の規定を満たしており、それらが学生に周知されていることを確認する。
  - ・少人数による双方向的・多方向的な授業方法、事例研究、現地調査などの実践的な教育が実施されていることを確認する。
  - ・ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適切な人数となっていることを確認する。
  - ・連携開設科目、昼夜開講制、共同教育課程、国際連携学科等が実施されている場合には、それらの実施状況を確認する。
  - ・多様なメディアを利用した授業の実施状況を確認する。

授業は、講義、演習、実験・実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により実施されています。これらの授業科目の単位数は、下記のとおりです。

1. 講義および演習については、15 時間から 30 時間をもって 1 単位
2. 実験、実習及び実技等については、30 時間から 45 時間をもって 1 単位
3. 臨地実務実習については、それぞれ 45 時間をもって、1 単位

上記の内容は、学生便覧によって周知が図られています。

授業は 1 クラス 40 名の少人数授業であり、実技や演習を行うための学内の施設・設備は、学生数に対して十分な規模が確保されています。授業科目の内容に応じて、グループワーク等の授業方法が適切に設定されています。各授業科目がどの教育内容に分類されるかは、学生便覧によって学生に周知が図られています。

アクティブ・ラーニング、事例研究や現地調査などの実践的な教育、双方向的講義やオンデマンド講義等の多様なメディアを利用した講義など多様に展開されています。

- Ⅱ-6-2 インターンシップや客員・外部講師などリハビリテーション分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。
- ・インターンシップの実施状況およびリハビリテーション分野関連機関からの客員・外部講師の招請状況を確認する。

学外実習として、江東区との福祉連携協定に基づき、江東区が主催するイベント（敬老の集

い、障害者福祉大会など）においてインターンシップ（学外実習）が実施されています。

障害者スポーツを理解するとともに、全国障害者スポーツ大会にボランティアとして参加し、専門職としてのボランティアの役割と意義を体得する科目や、臨床現場に赴き、作業療法士として支援すべき課題とその解決方法について考え、実践する科目が開講されています。

ロボットスーツを扱う企業を招き、この技術を用いて現場の課題解決を考察する実践的な学習を実施する授業等、外部リソースを取り入れる工夫も行われています。

以上のように、リハビリテーション分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われています。

#### II-6-3 単位の実質化への配慮がなされていること。

- ・1年間の授業を行う期間（定期試験等を含む）が、35週確保されていることを確認する。
- ・各授業科目が、8週、10週または15週にわたる期間を単位として行われていることを確認する。
- ・各授業科目において、授業時間外の学修を促す措置が行われていることを確認する。
- ・履修登録科目に関する単位数の上限設定（CAP制）が行われている場合には、それらの実施状況を確認する。

この専門職大学の卒業単位は145単位、4年次前期は臨地実務実習で授業が受講できないため、1～3年で修得すべき単位は120単位となります。さらに、1～3年で平均18単位相当の選択科目が開講されており、学生に多様な学びを促す工夫が行われています。

1単位の学修量が学生便覧で説明され、シラバスには各回授業の予習、授業内容、復習が明示され、学修内容が具体的に指示されています。CAP制度が導入され、年間の履修登録上限を48単位と定め、学生の計画的な学修が促されています。

#### II-6-4 社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていること。

- ・社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていることを確認する。
- ・科目等履修生制度が実施されている場合には、その実施状況を確認する。

担任・副担任・学修アドバイザーの教員による面談等を行い、学生個々の状況に応じた指導が実施されています。「入学前の既習単位の認定に関する規程」には、入学前の既修得科目、他の大学等において履修した授業科目、実務経験による単位認定などの規程が定められており、多様な学修歴、職業歴に配慮する体制が整備されています。

留学生支援の規程は策定されていますが、開学以来在籍していないため、学修指導の実績はありません。留学生の受け入れにあたり、理学療法士・作業療法士として、日本で就業する際の日本語能力の課題について、対応策等が検討されています。

社会人入学者に対する特別な配慮については、とくに規定されてはいないものの、社会人入学者は合計8名（2020年度1名、2021年度3名、2022年度1名、2023年度2名、2024年度1名）でした。入学前の実務経験を単位認定した実績はありませんが、他大学で修得した単位の認定と同様に、科目担当者が判断し、教務委員会で審議することになっています。

以上より、多様な学修歴や対職業歴をもつ学生に対応できる体制は構築され、機能しています。

### 基準II-7 公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位が認定されていること。

【評価結果】 基準II-7を満たしている。

評価結果の根拠・理由

II-7-1 成績評価基準が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して定められている学修成果評価の方針と整合性をもって、組織として策定されていること。

- ・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえて、単位認定基準が定められています。単位認定基準の一つである成績評価に関しては、学則第 35 条および「成績評価規程」に規定されています。各授業科目の到達目標と成績評価の方法・基準等が定められ、シラバスに明記されています。シラバスに記載された学修到達目標と成績評価方法にしたがって点数化し、成績評価基準に基づく評価が行われます。

II-7-2 成績評価基準が学生に周知されていること。成績評価にあたり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等が学生に周知されていること。

- ・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

シラバスによって各授業科目の到達目標、成績評価の方法・基準等が学生に周知されています。初回授業でも、単位認定基準、成績評価の方法・基準等が説明されます。

II-7-3 成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認されていること。

- ・学修成果の評価方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。
- ・GPA (Grade Point Average) 制度を実施している場合には、その目的や実施状況を確認する。
- ・個人指導等が中心となる科目の場合には、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。

単位認定、成績評価は、学則に則り科目担当者によって判定されます。単位認定基準は、学則で定められています。成績通知書および学務システム (UNIVERSAL PASSPORT) 上に点数および成績区分とともに、学期ごとと通算の GPA が提示されます。これによって、学生は自分の成績、履修状況を把握し、計画的かつ効率的な履修登録が可能です。なお、GPA 制度は、成績優秀者表彰の基準、奨学金貸与者選考の基準等にも活用されています。

各科目の担当教員が提出する「成績」が妥当か否かを組織的に検証する全学的なシステムはありません。しかし、理学療法学科では、「学修進捗状況」に応じて成績上位層 (GPA 2.5 以上、再試験無)、成績中位層 (GPA 2.0~2.4)、成績下位層 (GPA 2.0 未満もしくは再試験数 3 科目以上) に応じて学修支援が行われます。成績下位層については、定期試験 2 週間前に対象学生を集めて激励会 (定期試験勉強開始を促す) が開催され、学修支援教員による個別指導が行われています。

理学療法学科における「学修進捗状況」の成績下位層を学年別に比較すると、1 年次では 10% 前後ですが、2 年次では 50% 程度、3 年次では 35% 程度となっており、2 年次から本格的に専門分野の授業科目の増加にともなって、それに対応することが困難な学生が多くなり、留年に至る学生が増加すると思われます。4 年次での留年については、臨地実務実習 (主に評価実習、総合実習) で到達目標に達しない学生が一定数出ています。3 年次の成績下位層への学修支援として、ゼミ担当教員が配置されて、更なる強化が図られています。臨地実務実習で到達目標に円滑に達するための取組として、実技対策、実習対策が有資格者教員により実施されています。

II-7-4 成績評価に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること。

- ・成績評価に関する異議を受け付ける窓口、受付後の対応の手順、様式等について確認する。
- ・申立ての内容およびその対応、申立ての件数等について確認する。
- ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。

2024年度までは、学生が直接担当教員に確認していました。2024年度から、学生は異議申し立て申請書を教務部に提出し、教務部から科目担当者に確認し、結果が教務部から学生に回答されます。意義申立は、2024年度前期は2件ありました。成績評価に対する問合せについては、学生便覧に「成績を確認し、不明点がある場合は、所定の期間内に事務局窓口にお問い合わせください。問い合わせ期間については、学内掲示板にて通知します。なお、直接、科目担当教員にお問い合わせすることはできません。」と記載され周知されています。問い合わせが、担任教員ではなく、中立的な事務局に申し出る制度であることは重要です。

学園規程「文書保存細則」において、成績関係は10年保存と定められています。

II-7-5 他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が定められていること。

- ・他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定に関する規定が法令に従い定められていることを確認する。
- ・編入学や秋入学への配慮、国内外の大学等との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を行なっている場合には、それらの実施状況についても確認する。

入学前の既修得単位、他の大学等において履修した授業科目の単位、実務経験による単位、英検・TOEIC・TOEFLによる英語科目単位は、一定の手続きを経てこの専門職大学の単位として認定されることが学則と「入学前の既修得単位の認定に関する規程」に定められています。既修得単位・他の大学等で履修した単位認定は60単位まで、実務経験による単位認定は30単位までの範囲で、単位認定の申請があった場合は、教務委員会の審議を経て学長が決定します。

## **基準II-8 卒業要件が卒業認定・学位授与方針に則して策定され、公正な卒業認定が実施されていること。**

**【評価結果】** 基準II-8を満たしている。

評価結果の根拠・理由

II-8-1 卒業要件が、卒業認定・学位授与方針に則して、組織的に策定されていること。

- ・卒業要件が組織的に策定され、専門職大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。

卒業要件は、学則第51条で「本学に4年以上在学し、別表1「教育課程」に定める単位を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。学長は、卒業を認定した者に対して、相当の学位を授与する。」と定められており、卒業認定・学位授与方針に則して、組織的に策定されています。

II-8-2 卒業要件が学生に周知されていること。

- ・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

卒業認定基準は、ホームページ、学則および学生便覧に公表され、広く周知されています。

入学時と年度始めのオリエンテーションにおいても、学生便覧を資料として卒業認定基準が説明されています。

Ⅱ-8-3 卒業要件に則して、卒業認定が実施されていること。

- ・卒業認定について、卒業要件を適用する手順どおりに実施されていることを確認する。

卒業認定は、規程および学則に定められた基準に基づき、教務委員会、教授会の議を経て学長が承認することが組織的に実施されています。

## **基準Ⅱ-9 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的開催され、機能していること。**

**【評価結果】 基準Ⅱ-9 を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-9-1 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。

- ・産業界・地域社会と連携する体制を確認する。
- ・教育課程の開発・開設が、産業界・地域社会と連携しつつ進められていることを確認する。

業界・産業界と地域社会との連携により、教育課程を編成し、管理運営を円滑かつ効果的に実施するために、外部有識者を中心とした教育課程連携協議会が設置されています。産業界等との連携を図り、教育課程を自ら開発、開設、改善のための見直しが行われていることが、「教育課程連携協議会運営規程」および協議会の議事録で確認されます。

この規程では、「(1)産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設、その他教育課程の編成に関する基本的な事項、(2)産業界及び地域社会との連携による授業の実施、その他教育課程の実施に関する基本的な事項及び実施状況の評価に関する事項、(3)本学の自己点検・評価及び第三者評価機関による第三者評価の結果に関する事項」について審議し学長に意見を述べることになっています。議事録では、(1)授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、(2)授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項、が審議されています。

教育課程連携協議会において、基礎科目に初年次教育と導入教育、職業専門科目にパラスポーツと e スポーツ科目の設置、実習時間や実習時期の最適化が検討されています。

Ⅱ-9-2 教育課程連携協議会について、その構成員が適切であり、定期的開催され、機能していること。

- ・教育課程連携協議会の構成員、開催状況および議事録を確認する。

教育課程連携協議会の構成員および任期は「教育課程連携協議会運営規程」に定められています。構成員は、この専門職大学教職員 5 名、関連職業団体関係者 2 名（理学療法士・作業療法士の職能団体より各 1 名）、地域代表者 1 名（江東区福祉部地域ケア推進課職員）、教育協力者 9 名（実習受け入れ先関係者 8 名、産業界からは授業共同開発を行った企業の代表者 1 名）、その他 3 名（リハビリテーション、社会福祉分野の学識経験者）と適切です。教育課程連携協議会は定期的開催されています。

以上の内容を総合して、「**領域Ⅱ を満たしている。**」と判断します。

## 領域Ⅱの基準について

### 【優れた点】

- 特にありません。

### 【特色ある点】

- 理学療法学科と作業療法学科の学生が同時に実施する「地域共生のための連携活動」は特色ある取組です。ただし、4年次の時期ではなくて、3年次など国家試験対応を始める前の実施が望まれます。

### 【改善が望ましい点】

- 各分析観点で指摘した「改善が望ましい点（課題）」については、専門職大学執行部も認識しています。それぞれの課題を解決し、改善していくための今後の努力を期待します。

### 【改善を要する点】

- 特にありません。

## 領域Ⅲ 教育研究実施組織

**基準Ⅲ-1 教育研究実施組織が、専門職大学（リハビリテーション分野）が担う使命を遂行するために、適切に構成され、教育研究活動等を展開に必要な教員が適切に配置されていること。**

【評価結果】 基準Ⅲ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-1-1 教育研究実施組織が、専門職大学（リハビリテーション分野）が担う使命を遂行するために、適切な構成となっていること。  
・教育研究実施組織が、専門職大学の目的と整合性があることを確認する。

教育研究実績票およびホームページ掲載の情報から判断して、各教員は十分な教育研究業績を有しており、リハビリテーション分野の実践力養成の目的に照らして適切な構成となっています。教員の男女比が 33 : 14 でジェンダーバランスの配慮が窺えます。

教育研究活動を支える事務局には、政策企画部、教務部、学生部、総務人事部、入試広報部、学習環境部が置かれ、教職員が連携して保健医療の専門職業人として高い専門知識と技術を涵養するための教育研究活動を展開する構成となっています。教員組織、職員（事務）組織、委員会組織、大学組織規程で教職員の責任範囲、事務組織の責任階層、学内会議・委員会構成が明確になっており、教育研究実施組織は適切に構成されています。

Ⅲ-1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。  
・専門職大学設置基準等各設置基準に照らして、基準数以上の基幹教員を配置していることを確認する。  
・必要基幹教員数のおおむね 4 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（実務の経験等を有する基幹教員）を配置していることを確認する。  
・下記の各号のいずれかに該当する者が、実務の経験等を有する基幹教員のうち専門職大学設置基準第三十五条が定める数以上配置されていることを確認する。  
① 大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者  
② 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者  
③ 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

理学療法士学科の教員（合計 24 名）構成は、教授 11 名、実務家教員 13 名（内 みなし専任教員 1 名）、作業療法学科の教員（合計 23 名）構成は、教授 12 名、実務家教員 19 名（内 みなし専任教員 1 名）となっています。理学療法学科では理学療法士免許を有する専任教員 17 名、作業療法学科では作業療法士免許を有する専任教員 15 名、各実習には実習担当教員が配置されています。専門職大学設置基準、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則が定める基準数以上の専任教員が配置されています。みなし専任教員 2 名とも教授会や学科会議、委員会や教育関係のプロジェクト等に参加し、この専門職大学の組織運営に参加しています。

以上から、教育研究活動等の展開に必要な教員が配置されています。ただ、開学して間もないために、教員間のコミュニケーションが十分ではない面が垣間みえますので、組織として一丸となってコミュニケーションが取れる体制の整備が望まれます。

## 基準Ⅲ-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。

【評価結果】 基準Ⅲ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-2-1 教授会等が、教育研究活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること。

- ・教育研究実施組織における責任体制を確認する。
- ・教授会等について、構成、責任体制および審議事項、権限委任事項等を確認する。
- ・教授会等の規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

教授会（責任権限は学長）が、教育研究運営に関する事項を審議します。教授会に関する事項は教授会規程に定められ、原則毎月1回開催し、入学・卒業、学位、その他の事項を審議し、学長の決定にあたり意見を述べます。すなわち、教授会は、各委員会の上位の会議体で、委員会で承認された、学生の入学・卒業・課程修了に関する事項や学位の授与に関する事項を審議します。その他、教育研究に関して学長が意見を求める場合も審議事項となります。

運営会議は、この専門職大学の最高意思決定会議です。委員会や教授会、各種会議の審議結果の報告や経営に関する事項が審議されます。主宰は学長、責任権限は学長および理事長です。

## 基準Ⅲ-3 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。

【評価結果】 基準Ⅲ-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-3-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制が確保されていること。

- ・管理運営のための組織の責任体制と事務組織の関係を確認する。
- ・管理運営に係る合議体に、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する。

職務権限規程には、主に教職員の権限が定められており、事務職に関しては事務長、部長、課長、室長の権限が記載されています。大学事務分掌規程には、事務分掌で職員の権限責任範囲が定められています。このように、大学組織規程に基づき、教員と事務職員の職制、学内会議と委員会が規定され、大学職務権限規程に基づき、責任と権限、教員と事務職員の基本職務が規定されており、教員と事務職員の役割分担は適切と判断します。

教学組織の責任者として、教員の教務部長と学生部長が配置され、事務組織の責任者として、事務職員の部長職が配置されています。学内会議や委員会には、関係する教員と事務職員が出席することによって、教学組織と事務組織の連携体制が確保されています。

Ⅲ-3-2 管理運営に従事する教職員の能力の質向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）が実施されていること。

- ・SDの実施内容・方法および実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

FD・SD委員会が設置され、教育研究内容および教育方法の改善、個人の能力開発および組織間連携の推進、組織的な職能開発に取り組んでいます。これまではFDとSDが合同で、主に教育研究に関する研修が実施されています。2023年度研修会は、①研究費の適正使用、②研究費

獲得法、③展開科目、④研究倫理、⑤国試対策、⑥カリキュラム作成と広範な内容で、教員と職員とが共に学べる内容を選択して教職共同で行われています。2023年度FD・SD委員会活動実績の研修会の内容は、ほとんどFD研修が中心となっています。管理運営に従事する教職員の能力の質向上のためのSD研修の開催が望まれます。

以上の内容を総合して、「**領域Ⅲを満たしている。**」と判断します。

### **領域Ⅲの基準について**

#### **【優れた点】**

- 特にありません。

#### **【特色ある点】**

- 特にありません。

#### **【改善が望ましい点】**

- 教員間のコミュニケーションがとりづらい雰囲気が垣間みえますので、物理的な風通しを良くするなど、組織として一丸となってコミュニケーションが取れる体制の整備が望まれます。
- FD・SD研修の内容は、ほとんどFD研修が中心となっており、管理運営に従事する教職員の能力の質向上のためのSD研修の開催が望まれます。

#### **【改善を要する点】**

- 特にありません。

## 領域Ⅳ 学修環境

**基準Ⅳ-1 学修環境の維持・向上のために、入学者受入方針に則して入学者の受入が適切に実施され、在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。**

【評価結果】 基準Ⅳ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-1-1 入学者受入方針に沿った体制・方法が採用され、入学者選抜が公正かつ適正に実施されていること。

- ・入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。
- ・入学者選抜方法が入学者受入方針に適合していることを確認する。
- ・入学者選抜の実施方法および実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者および飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
- ・社会人等の多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
- ・障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

入学者選抜は、学校推薦型選抜、総合型選抜（専願制、併願制）、一般選抜（前期、後期）、社会人特別選抜と多様な方法で実施されています。入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、ホームページや学生募集要項に明記され、受験生等に周知されています。受験生は、複数の入学者選抜方式から希望する方式を選択することができます。どの選抜方式にも面接評価が含まれ、面接担当者はアドミッション・ポリシーに沿って受験生の適性や能力を判定します。入試委員会と判定会議規程に、入試委員会の役割、入試判定の仕方、合格者の決定方法が明記されています。

IV-1-2 収容定員に対する在籍者数の割合が適正であること。

- ・過去5年間の収容定員に対する在籍者数（原級留置者および休学者を含む。）の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に不適正となっている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

各年度の収容定員に対する在籍者数（両学科合計）は、2020年度 58%、2021年度 64.4%、2022年度 70%、2023年度 70.5%、2024年度 70.9%です。理学療法学科の充足率は約9割ですが、作業療法学科は、開学年度に入学者が非常に少なく、その後充足率は7割程度の状況が続いています。このことは、文部科学省令和5年度設置計画履行状況等調査でも指摘事項（改善）が付されています。定員充足をめざす取組としては、下記のように、学生募集要項の改訂、作業療法学科のパンフレット作成、高校生向けの特別講座等が実施されています。

この専門職大学の強みを伝えるため、展開科目である音楽療法や外出支援、心理学を組み合わせた体験型オープンキャンパスが開催されました。在校生との交流会や入試説明会など、高校生の参加を意識したイベントが開催されています。パンフレットや募集要項の改訂のほか、年間を通じて高校生の進路検討を意識したホームページのリニューアルが実施されました。高校生の夏休み期間の午前から正午の時間に、作業療法学科の特別授業を実施した結果、2023年度は延べ15名の参加に対して、2024年度は延べ32名と、参加者が増加しています。

「学生情報」には、入学者数、退学者数・除籍者数が明示されていますが、両学科での「留年者数・留年率」「休学者数」などの数値も、在学者数管理や未充足対策の策定には必要です。

IV-1-3 入学定員に対する実入学者数の割合が適正であること。

- ・過去5年間の入学定員に対する実入学者数の割合を確認する。
- ・実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっている場合、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

理学療法学科の入学定員充足率は、2020年度92.5%、2021年度77.5%、2022年度101.3%、2023年度98.8%、2024年度80.0%でした。作業療法学科の入学定員充足率は、2020年度23.8%、2021年度75.0%、2022年度68.8%、2023年度68.8%、2024年度36.3%でした。理学療法学科については、実入学者数の割合が概ね適正ですが、作業療法学科については、入学定員を大幅に下回る状況が続いています。学部全体でみても、2020年度が58.1%、2022年度で85.0%まで上昇しましたが、2024年度に再度58.1%に低下しています。

入学者の確保のために、夏休み特別授業、オープンキャンパスなどの取組が行われています。2022年度はオープンキャンパスの実施とオンライン説明会とのハイブリッド形式での説明会が機能して、入学者獲得につながりました。2025年度は、イベント回数を増やすとともに、学費減免制度を導入した入試制度改革が計画されています。

**基準IV-2 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備（ICT環境、バリアフリー化等を含む。）ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。**

**【評価結果】 基準IV-2 を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

IV-2-1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備され、有効に活用されていること。

- ・必要な種類、規模、質および数の講義室、演習室、自習室、図書室、教員室その他の施設が備えられていることを確認する。
- ・図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。
- ・施設・設備について、学生および教員等の利用に支障がないように配慮されていることを確認する。

講義室、演習室、自習室、図書室、教員室等の施設が整備され、有効に活用されています。本館は講義を中心とした講義棟、別館は実習や研究を中心とした実習研究棟から構成されています。図書室は、教育課程に基づいて設定されている授業科目（基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目等）に関連した各領域の書籍が整備され、現在は25,373冊が所蔵されています。施設設備は、老朽化が進行しているものの、中期的な修繕計画を立て、学生や教職員の利用に支障がないよう配慮されています。

IV-2-2 施設・設備における安全性が配慮されていること。

- ・施設・設備の耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。
- ・施設・設備の老朽化に対する対応状況について確認する。
- ・防犯カメラの設置等、安全・防犯面への配慮を確認する。
- ・施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮なされていることを確認する。
- ・施設・設備について法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。

耐震化率は100%ですが、竣工から44年経過しているため、中期的な修繕計画を立て、適正

な維持管理が実施されています。防犯対策としては、防犯カメラが設置され、平日夜間は機械警備で対応し、土・日曜日、祝日は警備員が配置されています。入口や教室にはスロープが設置され、車椅子が利用可能なエレベーターや障害者用トイレが整備されています。専門職大学設置基準、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に準拠し、施設設備が整備されており、学習環境部が管理運営しています。

IV-2-3 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていること。

- ・教職員および学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境の整備状況や活用状況を確認する。
- ・ICT 環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。

無線 LAN が設置され、教育研究活動にインターネットが自由に利用できる環境が整備されています。学生と教職員は、Google 社のメールシステムの G-Mail を使用しています。学生支援システムは、UNIVERSAL PASSPORT (GAKUEN) が導入され、掲示板、履修登録、成績照会等に活用されています。情報処理室には、ノートパソコン 40 台、プロジェクター、複合機が設置され、セキュリティ管理は、情報システム委員会で情報セキュリティに関する規程等を整備しています。これら機器のメンテナンスについては、学習環境部情報システム室がセキュリティ管理も含めて担当しています。

### **基準IV-3 教育研究活動を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立され、それらの管理運営体制が整備され機能していること。**

**【評価結果】** 基準IV-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-3-1 教育研究活動を支える施設・設備を運用するために必要な予算を配分し、経費が執行されていること。

- ・過去 5 年間の予算・決算の状況を確認する。

予算編成については、各学科・事務局の各部署が、入学者数・在籍者数に応じて次年度に必要な経費を予算要望書としてまとめ（毎年 10 月から 12 月）事務局総務人事部へ提出します。予算要望書の内容を確認し、学園本部との調整の上、当初予算が決定されます。学生数が確定した後、補正を行い、最終予算としています。予算執行は、総務人事部の担当者が、月次の予算執行状況を事務職員と共有することによって、適正な時期の予算執行や予算超過の有無を確認し、計画どおりに執行しています。

予算および決算書類から、教育研究活動を支える施設・設備を運用するために必要な予算は配分され、適切に執行されていると判断します。

IV-3-2 施設・設備の管理運営組織が、適切な規模と機能を有していること。

- ・管理運営のための組織の状況について、規模や機能状況を確認する。

校舎の施設は、事務局の学習環境部管理課が中心となり、必要に応じて専門業者に業務を委託し、適切に管理・運営されています。校舎の設備は、建築物における各種法律に則り、年間計画に基づき管理・運営されています。

#### 基準IV-4 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。

【評価結果】 基準IV-4 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-4-1 履修指導、学修相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われていること。

- ・学生のニーズに応える履修指導・学修相談・助言等が行われていることを確認する。
- ・オンライン授業を行っている場合には、そのための履修指導の体制を組織として整備し、指導・助言が行われていることを確認する。
- ・ネットワークを活用した学修相談等、履修指導、学修支援が行われていることを確認する。
- ・長期にわたる教育課程の履修を認めている場合には、それを確認する。

「学生支援方針」に、学修支援、生活支援、キャリア支援、障害者支援の方針が定められています。開学時より各学科のクラスごとに担任・副担任が配置され、学生の学業から学生生活に関わる諸問題について、助言や指導が行われています。2022年度からは、学修アドバイザー教員が配置され、学修支援に特化した役割を担っています。担任・副担任、学修アドバイザーにより、学生に対して個別に履修指導、学習相談・助言が実施されています。各教員のオフィスアワーはシラバス上で公開され、専任教員が学生の相談や質問に対応する体制が構築されています。

担任・副担任が、担当学生の授業の出席状況を管理し、欠席の多い学生には個別面談によって、欠席超過による定期試験受験資格喪失を未然に防ぐための対応が行われています。欠席が多い学生の情報は、学修アドバイザーと共有され、学修指導に活用されています。

担任・副担任は、学生との面談を通じて、学修面での状況把握だけではなく生活環境等に問題がある学生の状況把握等にも努めるなどの支援が行われています。

学生アンケート項目の「【Q8】総合的に見て本学における学修支援や学生生活に満足していますか。」に対して、7割の学生が「満足」「どちらかといえば満足」と回答しています。しかしながら、授業アンケートの回収率がそれほど高くない（約30%）ことから、より多くの学生の意見を積極的に把握する手段を講じ、その結果について学生に示すことが期待されます。

IV-4-2 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を必要とする学生に対する学修支援を行う体制が整備されていること。

- ・履修上特別な支援を必要とする学生への学修支援の実施状況について確認する。
- ・障害のある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。
- ・履修上特別な支援が必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、学修支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。

障害のある学生に対する支援については、「学生支援方針」に規定され、「障害のある学生支援に関する基本方針」、「障害のある学生に対する合理的配慮対応指針」が定められています。合理的配慮ガイドブックが作成され、実施までの体制や手続き、必要書類が整備されています。

留学生に関しては「外国人留学生規程」が策定されていますが、現在、留学生は在籍していないため、具体的な学修支援については自己評価書には記載されていません。

以上から、障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を必要とする学生に対する学修支援を行う体制は整備されています。

#### 基準IV-5 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。

【評価結果】 基準IV-5 を満たしている。

## 評価結果の根拠・理由

IV-5-1 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること。

- ・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況について確認する。
- ・生活支援等に関する相談や学修、健康、就職等進路に関する助言体制の整備および支援の実績。
- ・奨学金制度、入学料・授業料免除等の学生の経済面の援助に係る整備状況、当該窓口の周知状況および利用実績。

「学生支援方針」には、生活支援として、心身の健康保持・増進（保健室、学生相談室）、人間的成長の促進（サークルやボランティア活動支援）、構内の環境整備、ハラスメント相談体制が列記され、キャリア支援として、継続的キャリア教育、キャリア支援室、国家試験対策が列記されています。このように「学生支援方針」が定められ、学生生活、経済、進路に関する相談・助言体制等が教職員の相互協力・連携によって、適切な支援を行うよう明文化されています。

学生支援は学生部（学生課、保健室、学生相談室、キャリア支援室）を中心とした体制が整備されています。生活に関する相談・助言は、保健室および学生相談室が行っています。

IV-5-2 各種ハラスメントに関して、被害者または相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること。

- ・各種ハラスメント対応の体制の整備状況について確認する。

各種ハラスメントについては、法人本部および学内で防止規程を制定し、ハラスメント相談窓口が設置され、「ハラスメント防止及び対策に関するガイドライン」を定め、学生にはハラスメントに関するリーフレットが配布されています。オリエンテーションや各種研修等で啓発し周知する等、防止とその対策が実施されています。教職員に対しては、FD・SD研修会においてハラスメント防止に関する研修会が定期的に行われ、規程・ガイドラインを学内グループウェアに開示し周知・啓発が行われています。

「臨地実務実習のてびき」にも、「臨地実務実習において職員、患者・利用者からセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の被害を受けたと感じた場合は、一人で悩まずにすぐに相談してください。相談する相手は、教員、臨地実務実習指導者、ハラスメント相談員等相談しやすい相手に声をかけて下さい。」と対応が記述されています。

以上の内容を総合して、「領域IVを満たしている。」と判断します。

## 領域IVの基準について

### 【優れた点】

- 特にありません。

### 【特色ある点】

- 特にありません。

### 【改善が望ましい点】

- 定員未充足が続いているため、積極的な取組が望まれます。
- 学生の意見を積極的に把握する手段を講じ、その結果について学生に示すことが期待されます。

### 【改善を要する点】

- 特にありません。

## 領域 V 内部質保証

**基準 V-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の改善・向上が図られていること。**

**【評価結果】 基準V-1を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

V-1-1 教育研究活動等の質および学生の学修成果の水準について、継続的に維持、改善・向上を図るための体制が整備されていること。

- ・自己点検・評価の実施に責任をもつ組織および責任者の役職名（最終的な責任者が学長であることを前提として、教育活動等の質保証に関して最終的な責任をもつ者）が定められていることを確認する。
- ・教育課程、入学者の受入れ、施設・設備、学生支援等について責任をもつ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況を確認する。

「内部質保証の基本方針及び実施体制」で、内部質保証の方針が定められ、学長を委員長とした自己点検評価委員会と自己点検評価作業部会が設置されています。「自己点検評価委員会規程」には専門部会（自己点検評価作業部会）の設置が定められています。自己点検評価委員会は、必要な情報を収集するインスティテューショナル・リサーチ（IR）活動も実施しています。このように、専門職大学の法令に則り、建学の精神に沿った実効性ある教育研究活動を継続していくために、各種委員会・部会はそれぞれ規程で定められた業務を遂行し、その活動は、この専門職大学の最高意思決定機関である運営会議で報告・審議されます。

専門職大学全体の体制として、内部質保証の最終責任者を学長とした自己点検評価委員会と自己点検評価作業部会が内部質保証推進の責任を負い、自己点検評価の基本方針の策定、改善結果の点検、改善事項の監理、結果の公表が行われています。体制は整備されていることは確認できましたが、今後、内部質保証サイクル（PDCA サイクル）が改善につながるような動きとなるように、組織一丸となって改善に取り組む体制の構築が望まれます。

V-1-2 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定され、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や成果が分析されていること。

- ・自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていることを確認する。
- ・自己点検・評価の実施にあたり、資格試験合格率、標準修業年限内卒業率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。

2021 年度には大学基準協会の基準・項目に基づき、自己点検・評価が実施されました。2022 年度および 2023 年度の自己点検・評価は、日本高等教育評価機構の評価基準・項目に基づいて実施されました。自己点検・評価の評価基準は、自己点検評価委員会で検討され決定されています。

以上のように、自己点検・評価を実施する評価項目は適切に設定されており、留年・中途退学人数等の具体的かつ客観的な数値を用いた自己点検・評価が実施されています。

V-1-3 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること。

- ・自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、実施状況および成果を確認する。

2022 年度までは、自己点検評価委員会で自己点検・評価を行い、その結果は理事長および学

長に報告され、学内関係部署と情報を共有し現場への改善を促してきました。2023年度からは「内部質保証の基本方針及び実施体制」によって、委員会での自己点検評価結果から改善項目をまとめ、学長から関係部署に改善指示を行うことが明示され、実施されています。

2023年度の自己点検評価に基づく改善事項として、① 入学定員の未充足について、② カリキュラムの再編成についての二点があげられましたが、それらの対応状況は、下記のとおりです。

① 定員充足率の改善計画・改善状況

学生募集に携わるスタッフの人員増強、入試改革を実施。入口対策だけではなく、教学力向上、国家試験対策を改革し、受験生に選ばれる大学になるよう改善を進めています。

② カリキュラム変更の改善計画・改善状況

7月に新カリキュラムの変更申請を提出、11月5日付けで承認されたため、2025年より両学科で新カリキュラムが始まります。

一般社団法人 日本作業療法士協会の定める「作業療法教育基準」に適合していると認定されました（認定日 2024年3月15日）。

**基準V-2 教育研究活動等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の改善・向上に活かされていること。**

**【評価結果】 基準V-2を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

V-2-1 法令等が公表を求める事項が公表されていること。

- ・専門職大学等の目的、学位授与方針、教育課程方針および学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動等についての情報を社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

法令で公表が求められている情報の公開は、情報公開委員会で確認の上、ホームページに公開されています。公表されている情報は、政策企画部が必要に応じて内容を更新しています。三つの方針や授業内容、教育研究活動等については、ホームページや大学案内等を通じて明示されるとともに、大学説明会やオープンキャンパス、マスメディア等を通じて受験生や保護者、高等学校教員、地域社会等、学外に広く発信しています。

V-2-2 社会からのフィードバックを教育研究等の改善・向上に資する体制が整備され機能していること。

- ・教育研究等の情報の公表に対する社会の反応を分析して、改善・向上に資する体制を確認する。
- ・その体制が機能した事例を確認する。

この専門職大学は、開学から日が浅く、適切に公開した情報に対してフィードバックを得るまでには至っていませんが、フィードバックを得た場合には、情報公開委員会にて、フィードバック内容を精査し、担当部門に対して、改善要望を伝達することで対応する方針が定められています。

教育課程に関しては、企業等の第三者から構成される教育課程連携協議会の審議を通して社会からのフィードバックを教育課程に反映する体制が構築されています。

社会からのフィードバックを個別に受け、改善した事例は下記のとおりです。

2024年1月実施の認知症カフェにおいて、理学療法士学科のゼミも参加し、eスポーツのプログラム参加者の反応を卒業研究として発表しました。反応の差からプログラムの改善を進めて、2025年1月には同ゼミが、同テーマでプログラムを実施する予定です。

**基準 V-3 専門職大学（リハビリテーション分野）の教育に資する研究のあり方を踏まえて、リハビリテーション関連の学術的研究、リハビリテーションに関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されていること。さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持・向上が図られていること。**

**【評価結果】 基準V-3を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

V-3-1 教員の任用および昇任等にあたって、リハビリテーション関連の教育研究上または実務上の知識、能力および実績に関する判断の方法等が明確に定められ、実際にその方法によって任用、昇任させていること。

- ・教員の任用や昇任等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上または実務上の知識、能力または実績の基準が定められていることを確認する。
- ・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。
- ・教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。

教員の任用・昇任等は、「教員選考規程」に定められており、人事委員会で審議し、その結果を運営会議で報告、理事長決裁を経て正式に決定されます。教員の選考にあたっては、専門職大学設置基準に基づき審査し、教員の昇任は、一時的な昇格審査制度として自薦による教員職位審査を実施しました。今後は、「教員選考規程」に則った昇任制度により昇格者を選考し、決定することになります。

教員の昇任は、文部科学省の資格審査規定（2020年）に準じた基準に加え、主に実務家教員を対象とした独自の基準を付記して実施し、4回の審査で17名（理学療法学科7名、作業療法学科10名）の昇任が決定されました。なお、グループ校含めた学園全体の人事評価が見直され、2025年度より運用予定です。

V-3-2 専任教員について、教員の教育活動および教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施し、それによって把握された事項に対して適切な取組が行われているか。

- ・教員の教育活動および教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定していることを確認する。
- ・教員の教育活動等に関する業績評価、給与等への反映状況を確認する。

全教員に対して「教員自己評価報告書」によって、教員の教育研究、大学運営、社会貢献の業績の申告および自己評価が求められています。自己評価書提出後、自己採点結果をもとに学科長、学部長（または副学部長）が評価を行った結果をもとに学長が3段階評価を行います。

V-3-3 授業の内容および方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が組織的に実施されていること。

- ・FDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）および実施状況（教員参加状況や参加による効果を含む。）を確認する。FDの実施にあたっては、教育課程方針に則した授業および成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

授業の内容および方法の改善を図るためのFDは、FD・SD委員会が企画して実施しています。2023年度は講演会形式で、①研究費の適正使用、②科研費獲得、③展開科目、④研究倫理、⑥国家試験、⑥カリキュラム策定を議論しました。政策企画部が事務局となって、設置計画に沿って、ファカルティ・ハンドブックの作成と活用、学生による授業アンケートの実施、FD・SD研修会の

実施などの諸施策が企画・実施されています。

授業アンケート結果はFD・SD委員会において開示され、主に自由記述の回答をもとに専門職大学全体の授業評価・問題点が審議され、FD・SD活動に反映されています。この専門職大学の課題として、授業ごとに自由記述に差がみられることから、授業力の均一化、全体的な底上げが課題としてあげられ、今年度より敬心学園グループで開催されている授業力向上プロジェクトへ参加しています。

研修会は録画され、期間限定で配信されています。受講後には各回でアンケートが実施され回答をもって受講と認定しています。

V-3-4 教育支援者や指導補助者に対して、質の維持・向上を図る取組が組織的に実施されていること。

- ・授業担当者と指導補助者の役割分担について確認する。
- ・教育支援者および指導補助者に対する研修等の方針、内容・方法および実施状況等を確認する。
- ＊スタッフ・ディベロップメント（SD）については、基準Ⅲ-3で確認する。

教育支援者および教育補助者は設置されていませんが、担任・副担任に加え全ての学生に学修アドバイザーの教員が配置されています。担任・副担任・学修アドバイザー会議が定期的（原則月1回）に開催され、下記の議案が審議されています。

- ・学生の学修に関する問題点を共有し、対応策について
- ・中途退学率削減につながる学修支援について
- ・担任、副担任、学修アドバイザーの相互理解と孤立化の予防について

学修アドバイザーの依頼時には「担任・副担任・学修アドバイザー要領」を用いて業務の説明が行われます。学修アドバイザーへの支援として、教務部長、各学科長が学生への支援状況を把握し、必要に応じて支援やトラブル対応を行っています。配置・支援状況の把握は、教務委員会、担任・副担任・学修アドバイザー会議での全体共有など、複数部門で対応し、学生への支援で差異が出ないように配慮されています。年度初めに学修アドバイザーが配置される際に、役割の確認が行われます。ただ、留年・中途退学率・国家試験対策の課題、担任・副担任との役割分担の明確化等の課題も抱えており、学修アドバイザーの役割についても検討が始まっています。

以上の内容を総合して、「領域Vを満たしている。」と判断します。

## 領域Vの基準について

### 【優れた点】

- 特にありません。

### 【特色ある点】

- 特にありません。

### 【改善が望ましい点】

- 内部質保証サイクル（PDCA サイクル）が改善につながるような動きとなるように、組織一丸となって改善に取り組む体制の構築が望まれます。

### 【改善を要する点】

- 特にありません。

### Ⅲ 意見申立ておよびその対応

この分野別認証評価報告書に対して、東京保健医療専門職大学からの意見申立ては、ありませんでした。

## 【別紙】 認証評価委員会

令和6年度 東京保健医療専門職大学の評価チーム

氏名	経 歴
○河盛 隆造	順天堂大学大学院医学研究科スポーツロジックセンター センター長・教授
大塚 雄作	国際医療福祉大学大学院 教授 医療福祉マネジメント学部 心理学科 教授
川口 昭彦	専門職高等教育質保証機構 代表理事 大学改革支援・学位授与機構 名誉教授
佐藤 和彦	元東京都立松原高等学校校長
渋井 進	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授
田頭 勝之	高知リハビリテーション専門職大学 教授 図書館長
野田 文香	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授
福島 統	一般社団法人柔道整復教育評価機構 理事

○は評価委員会委員長

事務局：一般社団法人専門職高等教育質保証機構

杉田 直子



## 2 学校の目的・目標

### 目的・目標

#### 1. 大学の教育上の目的

東京保健医療専門職大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に則り、敬心学園の理念「他人を敬い、自らを律し、人々の心をもっとも大切にして、一人ひとりが輝いて生きる社会を創造する」の下、『健全者・障害者、若年者・高齢者など多様な人々が共生できる社会の実現と発展を目指す』を建学の精神に掲げ、実践的かつ高度な保健医療の理論と技術を教授研究し、豊かな人間性を備えた「共生社会の実現と発展に貢献する実務リーダー」となる専門職人材を養成し、保健医療分野の発展に貢献することを目的とする。

#### 2. 学部、学科の教育研究上の目的

##### (1) リハビリテーション学部

リハビリテーション学部は、保健医療の専門職業人として高い専門知識と技術を涵養すると共に、多様な生活者のQOL(正式名称「Quality of life(生活の質)」以下「QOL」という。)の維持・向上に関する知見を身に付け、高度化複雑化する社会ニーズに対する課題解決力と組織の経営・マネジメントの知識を養い、共生社会の実現に貢献する理学療法士、作業療法士を養成することを目的とする。

##### ① 理学療法学科

理学療法学科は、高い専門知識と技術を涵養すると共に、身体に障害のある人に基本的動作能力を獲得させ、多様な生活者のQOLの維持・向上に関する知見を身に付け、高度化複雑化する社会ニーズに対する課題解決力と組織の経営・マネジメントの知識を養い、共生社会の実現に貢献する理学療法士を養成することを目的とする。

##### ② 作業療法学科

作業療法学科は、高い専門知識と技術を涵養すると共に、身体に障害のある人に応用的動作能力を又は精神に障害のある人に社会的適応能力を獲得させ、多様な生活者のQOLの維持・向上に関する知見を身に付け、高度化複雑化する社会ニーズに対する課題解決力と組織の経営・マネジメントの知識を養い、共生社会の実現に貢献する作業療法士を養成することを目的とする。

### 3 領域ごとの自己評価結果概要

#### 領域Ⅰ

専門職大学としての目的、理念は関連法令に基づいて設定されており、その理念に基づきリハビリテーション分野に求められている人材育成を行った結果、昨年度の進級率、学生のGPAの状況、2024年3月に卒業した学生の就職率、学生からのアンケート調査など、それぞれにおいて一定の評価を得ていることから学修成果があがったと判断できる。

#### 領域Ⅱ

本学の教育課程及び教育方法は、専門職大学設置基準及び理学療法士作業療法士養成施設指定規則に則り、授業科目及び教育内容別の必要単位数も適正に実施されている。併せてカリキュラム全体は、本学の卒業認定・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)にも基づき適正に策定されており、教育、成績評価、卒業認定、いずれも適切に実施されている。

#### 領域Ⅲ

事務局組織において事務職員が部長職の責任者となる配置をしている一方、教学組織は、教員が教務部長と学生部長に就任することで、事務組織と教学組織が連携する組織体制がとられている。また、各種委員会においても教員・職員が委員となるよう規程で定められ、両者の意見が反映できる仕組みができています。

#### 領域Ⅳ

開学時より、特に学生への各種支援体制の充実が進められており、学修面・学生生活面の両方において教職員の連携がとれた手厚い支援体制が整備している。施設・設備に関しても、建物の老朽化は進んでいるものの中期的な修繕計画と適切な予算管理により、教育研究活動に必要な施設・設備を維持しており、適切な学修環境であると言える。

ただし、収容定員に対する学生数は開学時から順調に上昇しているものの、2024年5月時点で70%程度である。特に作業療法学科は開学時より入学定員未充足が続いていることから、教職員が1丸となって広報活動を強化し、学生確保に努めていく必要がある。

#### 領域Ⅴ

本学の内部質保証は、開学から4年間は完成年度後見据え規程や体制を整備していく段階であった。完成年度を迎えた現在、自己点検評価やFD・SD活動、様々な会議体等を通じ、教育研究の質向上に向けたPDCAサイクルが円滑に進められている。今後毎年継続して行う中で一段の体制整備、内部質保証の充実を図っていく。また、4年間で蓄積されたデータや卒業生を輩出した結果等を踏まえ、改善計画の進捗・見直しを進める。IRなどの活用についても、学内データを集約し分析できる体制整備を進め、研究教育活動に活かしていくよう努める。

詳細は大学ホームページをご覧ください。

<https://www.tpu.ac.jp/release/education/>